

地域手当に関する規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

### 鳥取県人事委員会規則第22号

地域手当に関する規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(地域手当に関する規則の一部改正)

第1条 地域手当に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第9条の2及び第18条の規定に基づき、地域手当に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の12</u>とする。</p> <p>附則別表(附則第2項関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都特別区</td><td>100分の14</td></tr><tr><td>大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49(地域手当)附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合(以下「人事院規則附則の支給割合」という。)が100分の12である地域(大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。)のうち人事委員</td><td>100分の12</td></tr></tbody></table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	100分の14	大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49(地域手当)附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合(以下「人事院規則附則の支給割合」という。)が100分の12である地域(大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。)のうち人事委員	100分の12	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第9条の2及び第18条の規定に基づき、地域手当に<u>関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の11</u>とする。</p> <p>附則別表(附則第2項関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>級地</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級地</td><td>100分の13</td></tr><tr><td>2級地</td><td>100分の11</td></tr><tr><td>3級地</td><td>100分の11</td></tr></tbody></table>	級地	支給割合	1級地	100分の13	2級地	100分の11	3級地	100分の11
支給地域	支給割合														
東京都特別区	100分の14														
大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49(地域手当)附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合(以下「人事院規則附則の支給割合」という。)が100分の12である地域(大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。)のうち人事委員	100分の12														
級地	支給割合														
1級地	100分の13														
2級地	100分の11														
3級地	100分の11														

会が定めるもの	
人事院規則附則の支給割合が100分の11である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の11
人事院規則附則の支給割合が100分の10である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の10
人事院規則附則の支給割合が100分の8である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の8
人事院規則附則の支給割合が100分の7である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の7
人事院規則附則の支給割合が100分の6である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の6
人事院規則附則の支給割合が100分の5である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の5
人事院規則附則の支給割合が100分の4である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の4
人事院規則附則の支給割合が100分の3である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の3
人事院規則附則の支給割合が100分の2である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の2

--	--

別表（第2条、第3条関係）

支給地域	級地
東京都特別区	1級地
大阪府大阪市及び人事院規則9 49（地域手当）別表第1の級地の欄に掲げる級地（以下「人事院規則の級地」という。）が2級地である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	2級地
愛知県名古屋市及び人事院規則の級地が3級地である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	3級地
人事院規則の級地が4級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	4級地
人事院規則の級地のが5級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	5級地

別表（第2条、第3条関係）

都府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
大阪府	大阪市	2級地
愛知県	名古屋市	3級地

人事院規則の級地のが6級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	6級地			
----------------------------------	-----	--	--	--

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第7条の3の規定に基づき、初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職の範囲)</p> <p>第2条 条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が5級地若しくは6級地とされる地域に所在する公署に置かれるもの</p> <p><u>(4) 条例第9条の2の規定による地域手当の級地が4級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</u></p> <p><u>(5) 条例第9条の2の規定による地域手当の級地が1級地、2級地又は3級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第7条の3の規定による初任給調整手当の支給については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(職の範囲)</p> <p>第2条 条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの</p> <p>(4) 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に所在する公署に置かれる職</p> <p>2及び3 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3</p>

項に規定する職を占める職員（以下「3項職員」という。）にあっては、6年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（3項職員にあっては、6年）とし、その月額が職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員のうち大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2及び3 略

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（3項職員にあっては、6年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

項に規定する職に採用された職員にあっては、6年。以下同じ。）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第6条 初任給調整手当の支給期間は、第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員にあっては35年、同条第3項に規定する職を占める職員にあっては6年とし、その月額が職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員のうち大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2及び3 略

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	25,000
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	20,000
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	15,000
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	10,000
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	5,000
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200	
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400	
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600	
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800	
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000	
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200	
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400	
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600	
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200	
15 年 以 上 16 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800	
16 年 以 上 17 年 未 満	302,500	264,500	212,700	159,100	98,500	31,400	
17 年 以 上 18 年 未 満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000	
18 年 以 上 19 年 未 満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600	
19 年 以 上 20 年 未 満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200	
20 年 以 上 21 年 未 満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800	
21 年 以 上 22 年 未 満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200	
22 年 以 上 23 年 未 満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600	
23 年 以 上 24 年 未 満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700	
24 年 以 上 25 年 未 満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100	
25 年 以 上 26 年 未 満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500	
26 年 以 上 27 年 未 満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900	
27 年 以 上 28 年 未 満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600	
29 年 以 上 30 年 未 満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300	
30 年 以 上 31 年 未 満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900	
31 年 以 上 32 年 未 満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300	
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500	
33 年 以 上 34 年 未 満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600	
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職

を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。